

京都市教育委員会教育長訓令甲第7号

高等学校

京都市立高等学校の教職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月29日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会総務部教職員人事課)